

かすみがうら市生活交通ネットワーク計画

【平成 27 年度】

平成 26 年 6 月 23 日

かすみがうら市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市では、通勤通学はもとより、買い物や通院目的等も含めて土浦方面への移動ニーズが高い。そのような中、霞ヶ浦地域では平成 21 年 3 月 31 日に民間路線バスが全廃となり、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出始め、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっていた。

このため、当市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から、市民はもとより来訪者も含めた総合的な公共交通の連携・再編が求められることとなった。平成 22 年度より「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づき、本格運行を開始した霞ヶ浦広域バスを、将来的に維持可能なものとする必要性はさらに高まっている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」で掲げた基本理念、計画目標の実現に向けて取り組む。

【基本理念】

豊かな市民生活と地域づくりを支える社会資本として、持続可能な公共交通体系と運行システムを、市民・行政・事業者が協働の取組みにより実現する。

【計画目標】

①数値目標 市が運営する公共交通（霞ヶ浦広域バス）

- ・利用者数の向上 目標 8 人/便（現状：5.9 人/便）
- ・収支率の改善 目標 60%以上（現状：50.6%）

②計画目標

- ・公共交通の役割分担と再編による維持
- ・地域内生活交通確保とまちの活性化の連携
- ・既存交通機関を活用した効果的、効率的な運行
- ・公共交通の利用促進
- ・協働による維持可能な公共交通サービスの確立

【効果】

- ・市街地の一体的連携
- ・公共交通不便地域の解消
- ・病院、買い物等へのアクセス向上等住民の生活の質的向上
- ・民間路線バスの活性化
- ・住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表 2 のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関鉄グリーンバス(株)

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表 5 のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 22 年 3 月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成 24 年 6 月 28 日（平成 24 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成 25 年 2 月 22 日（平成 24 年度第 3 回会議）
生活交通ネットワーク計画変更について協議、承認
- ・平成 25 年 6 月 27 日（平成 25 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成 26 年 6 月 23 日（平成 26 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議、承認

15. 利用者等の意見の反映状況

○生活交通ネットワーク計画の基本となっている「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」の策定にあたり、各種アンケート（市民、自動車通勤者、

集客施設)、ヒアリング(公共交通利用者、観光施設等来訪者)、意見交換会(市民)、意見公募手続を実施しました。

○生活交通ネットワーク計画については、実証運行実績、市民アンケート調査結果を反映して作成しています。

16. 協議会メンバーの構成

○かすみがうら市地域公共交通会議構成員

市長又はその指名する者	かすみがうら市長
国及び県の関係行政機関	関東運輸局茨城運輸支局 茨城県企画部企画課交通対策室 土浦土木事務所道路整備第二課 土浦警察署交通課
一般旅客自動車運送事業者	関鉄グリーンバス(株) 関鉄観光バス(株) (有)千代田タクシー (有)美並タクシー 霞ヶ浦交通(株) (有)まゆ観光 (有)神立観光 (有)鶴観光バス 特定非営利活動法人エンゼルハート会
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人茨城県バス協会 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道労働組合
市議会議長	かすみがうら市議会議長
市民又は公共交通の利用者の代表者	かすみがうら市区長会会長 かすみがうら市老人クラブ連合会会長 かすみがうら市PTA連絡協議会会長 かすみがうら市商工会会長
学識経験者	筑波大学大学院講師
その他の交通会議が必要と認める者	土浦市都市整備部長 行方市市長公室長 かすみがうら市市長公室長 かすみがうら市総務部長 かすみがうら市保健福祉部長 かすみがうら市土木部長 かすみがうら市教育部長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県 (かすみがう ら市)	関鉄グリーンバス(株)	(1) 霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,030.0		乗合バス 型	①	地域間幹線系統 の停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,030.0					

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県 (かすみがう ら市)	関鉄グリーンバス(株)	(1) 霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,040.0		乗合バス 型	①	地域間幹線系統 の停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,040.0					

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県 (かすみがう ら市)	関鉄グリーンバス(株)	(1) 霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,030.0		乗合バス 型	①	地域間幹線系統 の停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,030.0					

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	関鉄グリーンバス株式会社	27年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	355,402 千円	営業外収益	2,741 千円	経常収益(イ)	358,143 千円
	営業費用	360,656 千円	営業外費用	131 千円	経常費用(ロ)	360,787 千円
	営業損益	▲ 5,254 千円	営業外損益	2,610 千円	経常損益	▲ 2,644 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,163,361.0 km			経常収支率	99.27%
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	363,570 千円	営業外収益	9,616 千円	経常収益(イ)	373,186 千円
	営業費用	354,563 千円	営業外費用	220 千円	経常費用(ロ)	354,783 千円
	営業損益	9,007 千円	営業外損益	9,396 千円	経常損益	18,403 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,181,955.0 km			経常収支率	105.19%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	366,987 千円	営業外収益	4,537 千円	経常収益(イ)	371,524 千円
	営業費用	364,191 千円	営業外費用	271 千円	経常費用(ロ)	364,462 千円
	営業損益	2,796 千円	営業外損益	4,266 千円	経常損益	7,062 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,224,077.0 km			経常収支率	101.94%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北関東	163円. 87銭	162円. 59銭	166円. 77銭	0.89 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北関東	168円. 26銭	278円 49銭	168円. 26銭	165円. 54銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ)÷チ＝ル	ヲ			
北関東	1	霞ヶ浦広域バス	土浦駅西口	あじさい館 霞ヶ浦庁舎	玉造駅	365	1824	往25.6 Km 復25.6Km	(平均) 25.6Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	93363.2 km
								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
合計		系統						往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		. km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額) ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
北関東	1	15,709,292 円	81円. 88銭	7,644,948 円	8,064,344 円	8,064,344 円	8,060千円	4,030千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		15,709,292 円	81円. 88銭	7,644,948 円	8,064,344 円	8,064,344 円	8,060千円	4,030.0千円	10,788千円	4,030 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	8,064,344 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,064,344 円	4,034,344 円	円	%	2,470,000 円	61 %	円	%	1,564,344 円	39 %	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
北関東	1	円 銭	87円. 40銭	81円. 80銭	▲ 6.41 %	81円. 88銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	関鉄グリーンバス株式会社	28年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	355,402 千円	営業外収益	2,741 千円	経常収益(イ)	358,143 千円	
	営業費用	360,656 千円	営業外費用	131 千円	経常費用(ロ)	360,787 千円	
	営業損益	▲ 5,254 千円	営業外損益	2,610 千円	経常損益	▲ 2,644 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,163,361.0 km			経常収支率		99.27%
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	363,570 千円	営業外収益	9,616 千円	経常収益(イ)	373,186 千円	
	営業費用	354,563 千円	営業外費用	220 千円	経常費用(ロ)	354,783 千円	
	営業損益	9,007 千円	営業外損益	9,396 千円	経常損益	18,403 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,181,955.0 km			経常収支率		105.19%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	366,987 千円	営業外収益	4,537 千円	経常収益(イ)	371,524 千円	
	営業費用	364,191 千円	営業外費用	271 千円	経常費用(ロ)	364,462 千円	
	営業損益	2,796 千円	営業外損益	4,266 千円	経常損益	7,062 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,224,077.0 km			経常収支率		101.94%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北関東	163円. 87銭	162円. 59銭	166円. 77銭	0.89 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北関東	168円. 26銭	278円 49銭	168円. 26銭	165円. 54銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ			
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ)÷チ＝	リ						
北関東	1	霞ヶ浦広域バス	土浦駅西口	あじさい館 霞ヶ浦庁舎	玉造駅	366	日	1829	回	往25.6 Km 復25.6Km	(平均) 25.6Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	93619.2	km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
合計		系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km			. km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額) ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
北関東	1	15,752,367 円	81円. 88銭	7,665,910 円	8,086,457 円	8,086,457 円	8,080千円	4,040千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		15,752,367 円	81円. 88銭	7,665,910 円	8,086,457 円	8,086,457 円	8,080千円	4,040.0千円	10,788千円	4,040 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラー＝カム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラー＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	8,086,457 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,086,457 円	4,046,457 円	円	%	2,460,000 円	61 %	円	%	1,586,457 円	39 %	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 = ノ
北関東	1	円 銭	87円. 40銭	81円. 80銭	▲ 6.41 %	81円. 88銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	関鉄グリーンバス株式会社	29年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	355,402 千円	営業外収益	2,741 千円	経常収益(イ)	358,143 千円
	営業費用	360,656 千円	営業外費用	131 千円	経常費用(ロ)	360,787 千円
	営業損益	▲ 5,254 千円	営業外損益	2,610 千円	経常損益	▲ 2,644 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,163,361.0 km			経常収支率	99.27%
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	363,570 千円	営業外収益	9,616 千円	経常収益(イ)	373,186 千円
	営業費用	354,563 千円	営業外費用	220 千円	経常費用(ロ)	354,783 千円
	営業損益	9,007 千円	営業外損益	9,396 千円	経常損益	18,403 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,181,955.0 km			経常収支率	105.19%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	366,987 千円	営業外収益	4,537 千円	経常収益(イ)	371,524 千円
	営業費用	364,191 千円	営業外費用	271 千円	経常費用(ロ)	364,462 千円
	営業損益	2,796 千円	営業外損益	4,266 千円	経常損益	7,062 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,224,077.0 km			経常収支率	101.94%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北関東	163円. 87銭	162円. 59銭	166円. 77銭	0.89 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北関東	168円. 26銭	278円 49銭	168円. 26銭	165円. 54銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ			
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ)÷チ＝	ミル	ヲ					
北関東	1	霞ヶ浦広域バス	土浦駅西口	あじさい館 霞ヶ浦庁舎	玉造駅	365	日	1824	回	往25.6 Km 復25.6Km	(平均) 25.6Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	93363.2	km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
							日		回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%		. km
合計		系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km			. km

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額) ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
北関東	1	15,709,292 円	81円. 88銭	7,644,948 円	8,064,344 円	8,064,344 円	8,060千円	4,030千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		15,709,292 円	81円. 88銭	7,644,948 円	8,064,344 円	8,064,344 円	8,060千円	4,030.0千円	10,788千円	4,030 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラー＝カム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラー＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	8,064,344 円										
		円										
		円										
		円										
合計		8,064,344 円	4,034,344 円	円	%	2,470,000 円	61 %	円	%	1,564,344 円	39 %	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 = j
北関東	1	円 銭	87円. 40銭	81円. 80銭	▲ 6.41 %	81円. 88銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
- 「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	かすみがうら市
------	---------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,237
交通不便地域	16,234

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
98	栗田地区	地方運輸局長指定
195	新治地区	地方運輸局長指定
48	横堀地区	地方運輸局長指定
20	上稲吉地区	地方運輸局長指定
15873	霞ヶ浦地区	地方運輸局長指定

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

かすみがうら市公共交通路線図

